

秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	秦野市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	57-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
②番号法別表の項	56	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	81	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		秦野市個人番号の利用事務を定める条例（平成27年10月21日秦野市条例第21号）別表第10の項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日秦野市条例第23号）によるひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号）第1条	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日条例第23号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の（福祉の増進）を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭等に対して医療費の一部を助成することにより、（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を支援するとともに、（福祉の増進）を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成8年12月24日条例第23号）秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費助成の医療証申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令83条 項1号 ^ハ	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年12月24日条例第23号)第4条第1項秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(平成8年12月24日規則第20号)第10条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第7条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭等に対する医療費助成の医療証申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号 ^イ	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号12	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報3

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号13	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報4

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号14	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第5条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

利用特定個人情報5

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号15	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例第3条第1項 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第13条第2項第1号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親家庭等
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2016年06月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	23
保護評価書の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%A7%A6%E9%87%8E%E5%B8%82&v_name=%E3%81%B2%E3%81%A8%E3%82%8A%E8%A6%AA%E5%AE%B6%E5%BA%AD%E7%AD%89%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E3%81%AE%E5%8A%A9%E6%88%90%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=%EF%BC%91&opn_date_from_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=%EF%BC%91%EF%BC%92&opn_date_to_day=%EF%BC%93%EF%BC%91&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2